

# 国务院法制弁公室「職務発明条例草案（送審稿）」意見募集表

会社名：一般社団法人 電子情報技術産業協会

## 「職務発明条例草案（送審稿）」に対する意見

### I. 総論

今回の送審稿において、前回の送信稿（2013年12月30日、以降「前回稿」と称す）にあった規定のうち、「技術秘密」（前回稿第4条）および「事業体が職務発明を自ら実施したり、譲渡したり、または他人に実施を許諾したりして経済的利益を得た場合、発明者は、事業体が取得した経済的利益の関連状況を問い合わせる権利を有する。」（前回稿第19条第2項）が削除された点を評価する。

また、補償義務がある秘匿発明を「出願可能」なものに限定した（今回送信稿第24条）点を評価する。

しかし、今回の送審稿には事業体の企業自治を制限し、経営に深刻な悪影響を及ぼす強行規定が依然として数多く含まれており、このままでは中国企業が重大なリスクを抱えるのみならず、中国におけるイノベーション促進が阻害されることになる。

当局が、かかる懸念を理解され、本条例草案を性急に制定することなく、本条例の必要性を含め、さらなる検討に付されることを強く希望する。

以下、修正提案を述べる。

### II. 修正提案

条項番号	修正提案	修正理由
第15条	「事業体が権利化手続きを中止する場合に、発明者に事前通知し、権利移管の手続きをすることが規定」の削除。	事業者側の管理義務と手続きコストを増大させるため。
第15条	削除。	送審稿第15条第1項は、事業体が職務発明の出願または知的財産権を放棄する場合には、「発明者は、事業体との協議を通じて、当該職務発明の知的財産権出願または知的財産権を取得することができる。発明者が協議を通じて、前記権利を取得した場合、事業体は、権利の移譲手続きに協力しなければならない。」と規定する。 企業が、経営方針に基づく知的財産戦略に従って出願または知的財産権を放棄して、その発明を万人が実施できる自由技術として開放することは、企業が採りうる重要な一手法であるとともに、公の技術情報利用可能性を高めることにもな

		<p>る。また、既に職務発明に対する奨励または報酬が支払われている場合に、更に発明者に権利を渡して公の利用可能性を低める必要もないものと考えられる。</p> <p>しかし、送審稿第 15 条第 1 項は、企業が知的財産戦略に基づいて出願または知的財産権を放棄する自由を奪うものであり、更に同条項によれば、企業の意に反して、発明者を介して第三者が当該権利を取得し得る。</p> <p>このように、企業の経営方針・知的財産戦略を損なう送審稿第 15 条は、削除すべきである。</p>
第 17 条	<p>第 1 項および第 2 項の冒頭に、「発明者と約定しておらず、かつ規則制度にも規定していない場合は、」を挿入。</p>	<p>送審稿第 17 条は、第 1 項で「事業体は、職務発明について知的財産権を取得した場合、速やかに発明者に奨励を与えなければならない。」と規定し、さらに第 2 項で「事業体は、知的財産権を取得した職務発明を譲渡する場合、他人にその実施を許諾する場合、または、自ら実施する場合、当該発明によって得られた経済的利益、発明者の貢献度等に基づいて、速やかに発明者に合理的な報酬を与えなければならない。」と規定する。</p> <p>本条項は約定が優先する旨が記載されていないから、事業体は、知的財産の取得時、譲渡時、実施許諾時、および自己実施時のすべての時点において、奨励または報酬の支給を義務付けられることになるが、これは、企業に極めて過度な負担を強いるものである。</p> <p>しかし、専利法実施細則第 76 条は、「特許権を付与された単位は、発明者及び考案者と特許法第 16 条所定の奨励及び報酬の方式及び金額を約定し、又は法により制定された当該単位の規則制度においてこれを定めることができる。」と規定し、奨励および報奨のすべてにおいて約定が優先することを宣言している。</p> <p>送審稿第 17 条においても、上位の法令である専利法実施細則第 76 条にしたいがい、約定が優先することを明確にすべきである。具体的には、送審稿第 17 条第 1 項および第 2 項のそれぞれの冒頭に、「発明者と約定しておらず、かつ規則制度にも規定していない場合は、」を追加すべきである。</p>
第 17 条	<p>「当該発明によって得られた経済的利益、発明者の貢献度等に基づいて、速やかに発明者に合理的な報酬を与えなければならな</p>	<p>「市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、より改善し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進する」ためには、報酬の考え方は事業体自治に委ねるべきであり、第 11 条等のように約定優先の原則を入れるべきである。</p>

	い。」を「発明者と約定した場合は約定に則った報酬を、発明者と約定をしていない場合は、当該発明によって得られた経済的利益、発明者の貢献度等に基づいて、速やかに発明者に合理的な報酬を与えなければならない。」へ修正	
第 18 条	第 2 項を削除	送信稿第 18 条第 2 項は「発明者が本条例に基づいて享有する権利を取り消す、または前記権利の享有もしくは行使に不合理な条件を付け加えるような如何なる約定もしくは規定は、無効とする。」と規定し、依然として本条例草案の内容を事業体・従業員間の取り決めに取り込むことを強制している。かかる事項は企業自治に委ねるべきである。
第 19 条	「事業体は、職務発明者に奨励及び報酬を与える方式及び金額を確定する際に、職務発明者の意見を聞かなければならない」を「事業体は、職務発明者に奨励及び報酬を与える方式及び金額を約定において確定する際に、職務発明者の意見を聞かなければならない」へ修正	本条の意味はおそらく、事業体が約定を制定する際には、奨励及び報酬を与える方式や金額について、発明者に聞かなければならないという意味だと予想するが、「約定制定時に聞かなければならない」という点を明確にして欲しい。もし、条文の意味が、約定制定時ではなく、「奨励及び報酬を与える度に発明者の意見を聞かなければならない」という意味であれば、発明 1 件毎に発明者に意見を聞くのは事業体に過度な負担を課し、合理的でないと考える。
第 22 条	「各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献」を削除。	送審稿第 18 条は、発明者への報酬につき、第 1 項で「事業体は、奨励、報酬を与えるプロセス、方式および金額について、事業体が法に基づいて制定した規則制度に規定するか、または発明者と約定することができる。」と約定優先の原則を規定する一方で、続けて「当該規則制度または約定は、…第 22 条の規定を満たすものでなければならない。」と規定し、さらに送審稿第 22 条は「事業体が職務発明の報酬金額を確定するにあたっては、各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献、……等の要素を考慮しなければならない。」と規定する。 そもそも職務発明は事業体における労働の成果物であり、また事業体の製品から利益が生じるのは発明者以外の多くの

		<p>従業員の努力・貢献にもよるところが大きいとの考えに基づき、発明者への報酬として、例えば特許出願時または特許登録時に社内規則で定めた定額のインセンティブ金を支給し、事業から利益が生じようが生じまいがその後には報酬を支給しないという制度をとることも、各企業による発明者へのインセンティブ付与施策の尊重、さらにはイノベーション促進の観点から、約定優先の原則に則り、当然に許容されるべきである。</p> <p>しかし、強行規定である送審稿第 22 条は、製品から生じた利益額に見合う報酬の支払いを義務付けていると解釈され得るから、そのような解釈によれば、上記のような利益額を考慮しない報酬制度に基づく報酬だけでは足りないことになる。また、同条は、発明者が「利益額に対する報酬の料率が低い。」と主張する根拠にもなる。「製品全体または製法全体に対する経済的貢献」と規定した場合、特許が製品や製法の一部にのみ貢献している場合や、特許が部品のみに関係する場合に濫用されることが懸念される。</p> <p>ドイツや日本において、同条に類する法律条項が、発明者が企業に対して高額の対価を請求する裁判事件の根拠となり、企業のイノベーションを促進しようとするインセンティブを阻害して、さらに企業の経営リスクの一つにもなっていることは、よく知られた事実である。</p> <p>以上の懸念を理解され、送審稿第 22 条から「各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献」を削除すべきである。</p>
第 22 条	<p>「事業体が職務発明の報酬金額を確定するにあたっては」を「事業体が職務発明の報酬金額を確定するにあたっては、発明者と約定した場合は約定に則り報酬金額を確定し、発明者と約定していない場合には、」へ修正</p>	<p>報酬金額の考え方は事業体自治に委ねるべきであり、第 11 条等のように約定優先の原則を入れるべきである。</p>
第 24 条	<p>「当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献及び発明者との約定、あるいは本章の規程を参考に</p>	<p>技術秘密として保護する場合の報酬金額の考え方も事業体自治に委ねるべきであり、第 11 条等のように約定優先の原則を入れるべきである。</p>

	して」を「発明者と約定した場合は約定に則り、発明者と約定していない場合は、当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献あるいは本章の規程を参考にして」へ修正	
第 28 条	不実施の場合の取り扱いの明確化	国家が設立した研究開発機構、大学が、発明を実施または実施許諾をせず保有している場合に事業体との協議の上発明者が自ら実施や実施許諾できることが規定されているが、「国家が設立した研究開発機構、大学」と「事業体」との関係が不明確なので明確化していただきたい。仮に「事業体」が「国家が設立した研究開発機構、大学」を指す場合、これらが他の企業と権利を共有している場合について、共有者である企業も協議の対象に含まれるのか、明確にすべきである。なお、この規定は、大学等の使用者と発明者である従業者との関係を規定したものであるが、発明者自らの実施等に当たっては、共有者の許諾は必要という点も明確にすべきである。
第 4 条、第 8 条、第 15 条、第 17 条、第 24 条など	現状の条文では発明の有効性や価値が全く考慮されておらず、現状のまま受け入れることは難しい。	<p>発明者が主観的に発明したと思っても、客観的には新規性・進歩性などを有さず保護適格の無いものも存在する。</p> <p>そのような発明にまで、事業者には報償義務を負わせるのは酷である。</p> <p>特に第 4 条については、専利権に加えて植物新品種や集積回路配置図設計専有権も発明として報奨等の保護対象としているが、SIP0 の審査を受けないこれらの発明の範囲の判断や価値の判断は実務上困難である。</p> <p>また第 24 条については、発明を技術秘密（ノウハウ）にした場合の補償を規定しているが、その場合も同様であり、実務上の困難を伴う。</p>
第 9 条	条文の位置から第二章に入っているが、文脈および内容からすると第三章に入るべき条文ではないか。（第三章のタイトルの位置の誤り？）	左記参照
第 15 条、第 17 条、	現状の条文のままでは受け入れることは難しい。	第 15 条、第 17 条、（第 23 条第 2 段落以降）、は強行規定と読めるが、権利の価値判断やそれによる権利の処分権は所

など		有者たる事業体に委ねるべきであり、処分権の自由を制限すれば企業の知財管理や知財流通、すなわち事業体の業務に重大な影響（困難）を与えることになる。
第 18 条、 第 38 条	現状の条文のままでは受け入れることは難しい。	<p>第 18 条（及び対応規定の第 38 条）、前段で約定を認めつつ後段で約定が無い場合の規定である第 19 条～第 22 条の条件を満たすことを要求しているように読め、矛盾があると考えられる。（約定してもしなくても事業者は第 19 条～第 22 条の義務を負うことになる？</p> <p>→別紙の科学技術部の「約定優先の原則」が機能していないと感ずる。 約定優先を原則とするならば、少なくとも第 18 条の「かつ本条例第 19 条及び第 22 条の規定を満たすものでなければならぬ」の部分は削除が必要である。</p>
第 6 章 (第 32 条 ～第 41 条)	・第 6 章（32-41 条）は不要であると考えられる。	<p>発明報奨規定で約定優先の原則が謳われている以上、私的自治に委ねればよく問題がある場合は司法救済の途で足りる。また、発明および各事業者の発明考案規定は秘密内容を含むところ、むやみに当局が干渉して業務を妨げるべきではない。その中で、40 条後段で紛争時の立証責任の転換を図っている点も受益者負担の原則に反すると思われる。また 42 条で秘密事項を含み改変の可能性のある社内規定・契約書を発明者が事業者の意図に反して第三者に記録させることを許容すべきではない。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)